



## お知らせ

### 太陽光発電設備への補助を継続します

町では地球温暖化防止対策のため、住宅用太陽光発電設備を設置する方へ設置費用を補助します。

▼補助対象となる設備 次の①から③の全てを満たすもの①余剰電力を電力会社に送電できるよう、設備を商用電力と連系しているもの②設備の最大出力が10KW未満であるもの③申請時において未使用の設備

▼補助金の額 太陽電池容量

量の最大出力値1KWあたり2万円(上限10万円)  
▼補助対象者 次の①から④の全てを満たす方で、平成29年2月28日までに設置工事が完了する方①国見町内に自らが居住している又は居住しようとする住宅に対象となる設備を設置する方、又は対象となる設備が設置された町内の住宅等を購入し、居住しようとする方②申請年度内に、電力会社と太陽光発電余剰電力の受給を開始した方③町税等を滞納していない方④過去に太陽光発電設備設置に関して、町から補助金の交付を受けていない方

※太陽光発電設備が設置された中古住宅を購入する場合は、補助対象となりません。  
予算に限りがあるため、補助金が予算の上限に達した場合は補助を打ち切ることになりますので、ご了承ください。なお、必要書類については、お問い合わせください。

▼企画情報課総合政策室  
☎585・2217

### 固定資産税課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成28年度に係る固定資産税課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

①固定資産税課税台帳の閲覧  
▼期間 4月1日(金)から5月2日(月)まで  
▼閲覧(縦覧) できる方  
▼必要なもの 申請人であることを証明するもの(運転免許証等)、認印

なお、平成28年度固定資産税納税通知書は、4月中

### 軽自動車税が変わります

毎年4月1日現在所有の軽自動車等を対象として課税となる軽自動車税は、税制改正に伴い、税率が次のとおりとなります。平成28年度納税通知書は、5月中旬に発送予定です。

車種	改正前(現行税率) 平成27年度まで	改正後(新税率) 平成28年度から	
			原動機付自転車
小型特殊自動車	農耕用 その他	1,600円 4,700円	2,400円 5,900円
軽二輪車	125cc超 250cc以下 二輪小型自動車 250cc超	2,400円 4,000円	3,600円 6,000円

車種	①現行税率	②新税率	③重課税率	④軽課(グリーン化特例)				
				ア	イ	ウ		
軽三輪車	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円		
軽四輪車	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円

①車検証の初度検査年月が平成15年から平成27年3月31日の車両 ②車検証の初度検査年月が平成27年4月1日以後の車両。ただし④に該当する車両を除く ③新規登録後13年を経過した車両。平成28年度については車検証の初度検査年月が平成14年以前の車両。ただし、燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車、および被けん引車を除く ④車検証の初度検査年月が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの車両で次の基準に適合する車両

【軽乗用車】ア：電気自動車および天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減達成車) イ：平成17年排ガス基準75%低減達成車で平成32年度燃費基準+20%達成車 ウ：平成17年排ガス基準75%低減達成車で平成32年度燃費基準達成車【軽貨物車】ア：電気自動車および天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減達成車) イ：平成17年排ガス基準75%低減達成車で平成27年度燃費基準+35%達成車 ウ：平成17年排ガス基準75%低減達成車で平成27年度燃費基準+15%達成車

旬に発送します。  
☎585・2778

### 学生の国民年金保険料猶予制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入することが義務付けられています。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

また、学生納付特例の承認を受けた過去の期間の保険料は、10年前までさかのぼって納めることができます。追納(後払い)すると、将来受け取る年金額に反映することができます。

【申請は毎年必要です】  
平成28年度分の学生納付

特例の申請は4月から受付開始となりますので、希望される方は、年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑をお持ちになり健康福祉課で申請してください。

なお、平成27年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、平成28年度も引き続き在学予定の方へ、日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が3月末に送付されていますので、必要事項を記入し返送してください。

また、平成28年度は学生納付特例を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

☎585・2785  
☎535・0141

### 第21回国見町フォトコンテスト作品募集

今年度もフォトコンテ

## 農業委員会からのお知らせ

4月の農業委員会定例総会は次のとおりです。傍聴においでください。

◆日時 4月20日(木)  
午後1時30分から  
◆場所 国見町役場  
2階 大会議室

◆問い合わせ 農業委員会事務局  
☎585-2890

トを開催します。作品は「イベント、歴史・文化」「四季・風景」の2部門を募集します。申込用紙は現在作成中のため、6月上旬に町ホームページへの掲載、企画情報課窓口で配布します。みなさまの応募をお待ちしています。

### 山野草展示会

今年も山野草展示会を開催します。みなさまのご来場をお待ちしています。

▼日時 5月14日(土)・15日(日) 午前9時から午後4時  
▼会場 国見町大字貝田字石畑地内(国道4号を仙台方面に大木戸駐在所を左折して約200m)  
☎080・1837  
9693